

施設基準等院内掲示

1 当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2 入院基本料について

当院は、本館（急性期一般入院基本料4）、北館（療養病棟入院基本料1）、南館（地域包括ケア病棟入院料1）で、本館は入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しており、南館は入院患者13人に対して1人以上の看護職員を配置しており、北館では、入院患者20人に対して1人以上の看護職員を配置しております。実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参考ください。また、本館では入院患者25人に対して1人以上、北館、南館は50人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

3 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院は、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文章によりお渡ししております。また、厚生労働省が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

4 入院時食事療養について

当院は、厚生労働大臣が定める基準による特別管理により食事を提供している保険医療機関です。

特別管理下では、管理栄養士によって管理された食事が適時（朝食 7時30分、昼食 11時30分、夕食 18時）、適温で提供されます。

5 基本診療・特掲診療料の施設基準の届出について

当院は、厚生労働大臣の定める施設基準等について以下の届出を行っています。（令和7年8月1日現在）

1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

・情報通信機器を用いた診療に係る基準	令和 5年 8月 1日
・医療情報 DX 推進体制整備加算 1～3	令和 7年 4月 1日
・急性期一般入院基本料4	令和 6年10月 1日
・療養病棟入院基本料1	令和 6年 6月 1日
・救急医療管理加算	令和 2年 5月 1日
・診療録管理体制加算3	平成30年 4月 1日
・医師事務作業補助体制加算2	令和 6年 8月 1日
・急性期看護補助体制加算	令和 6年 6月 1日
・療養環境加算	令和 4年 4月 1日
・重症者等療養環境特別加算	令和 4年 5月 1日
・療養病棟療養環境加算1	平成18年 7月 1日
・医療安全対策加算2	平成29年 7月 1日
・感染対策向上加算3	令和 6年11月 1日
・後発医薬品使用体制加算1	令和 4年 4月 1日
・データ提出加算1	平成30年 4月 1日
・入退院支援加算1	令和 7年 2月 1日
・認知症ケア加算3	令和 7年10月 1日
・せん妄ハイリスク患者ケア加算	令和 6年 6月 1日
・精神疾患診療体制加算	平成29年 5月 1日
・地域包括ケア病棟入院料1	令和 6年10月 1日
・入院時食事療養費	平成 5年10月 1日

2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算	令和6年1月	1日
・喘息治療管理料	平成18年4月	1日
・糖尿病合併症管理料	令和6年6月	1日
・二次性骨折予防継続管理料1	令和4年4月	1日
・二次性骨折予防継続管理料2	令和4年4月	1日
・二次性骨折予防継続管理料3	令和4年4月	1日
・下肢創傷処置管理料	令和4年9月	1日
・救急搬送看護体制加算2	令和4年4月	1日
・がん治療連携指導料	平成27年1月	1日
・薬剤管理指導料	平成27年7月	1日
・「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院	令和4年4月	1日
・在宅時医療総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	平成28年1月	1日
・検体検査管理加算1	平成24年4月	1日
・検体検査管理加算2	平成29年1月	1日
・CT撮影及びMRI撮影	令和3年4月	1日
・外来化学療法加算2	平成28年7月	1日
・心大血管疾患リハビリテーション料1	令和6年2月	1日
・脳血管疾患等リハビリテーション料1	令和3年6月	1日
・運動器リハビリテーション料1	平成28年7月	1日
・集団コミュニケーション療法料	平成26年4月	1日
・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算	令和6年2月	1日
・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	平成10年4月	1日
・胃瘻造設術	平成26年4月	1日
・輸血管理料2	平成28年9月	1日
・輸血適正使用加算	平成28年9月	1日
・胃瘻増設時嚥下機能評価加算	平成26年4月	1日
・麻酔管理料1	令和4年10月	1日
・看護職員待遇改善評価料26	令和7年7月	1日
・外来・在宅ベースアップ評価料(I)	令和6年6月	1日
・入院ベースアップ評価料33	令和7年4月	1日
・酸素の購入単価	令和7年4月	1日

6 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されたものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

7 保険外負担に関する事項について

当院では、個室使用料、証明書・診断書などにつきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。

診断書・証明書及び保険外負担に係る費用については、文書料A・B及び医療機関情報に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。